

1934年愛知県廃娼案にみる遊廓組合の思惑*

眞杉侑里**

masugi16@fc.ritsumeai.ac.jp

<目次>

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. はじめに | 4. 1934年廃娼案の分析 |
| 2. 中村遊廓の成立過程 | 4.1 廃娼案に至る経緯 |
| 2.1 愛知県下の公娼制度概要 | 4.2 廃娼案のねらい |
| 2.2 中村遊廓への移転過程 | 5. おわりに |
| 3. 中村遊廓の営業実態 | |

主題語: 公娼制度(Modern Licensed Prostitution)、遊廓(“YUKAKU”)、廃娼運動(Movement against Licensed Prostitution)、愛知県(Aichi Prefecture)、旭楽園・園妓(“ASAHIRAKUEN” and “ENGI”)

1. はじめに

本稿で取り扱う公娼制度とは、日本において明治初期から敷かれていた売春管理制度を指す。1872(明治5)年の娼妓解放令を画期として前近代のそれとは一時分断されるかたちで再編成されたこの制度は、売春に従事するものを貸座敷業者(場所の提供)と娼妓(性行為の提供)に限定し、限られた区域内(指定地慣習的には「遊廓」とも)での営業を許可するというものであった。制度の導入・廃止に至るまで実際の運用は各府県に任されており、実態としては一律のものではなかったが、この制度が売春管理の指標となっていた点は間違いない。

その一方で、この制度の実施・運用をめぐるには多くの批判らよせられ、施行当初から反対運動(廃娼運動)が展開された。その運動の焦点は、第一義的には、売春という不条理を国家が承認するということに向けられていたが、国家制度を根底から覆すことは困難であった。そのため、次第に廃娼運動の焦点は各府県といった実施主体や制度の根幹を担う貸座敷業者らにあてられ、地道な草の根運動へと移行していく。

* 本稿はJSPS科研費20K13189の助成を受けたものである。

** 立命館大学 授業担当講師

こうした公娼制度廃止の機運が最も高まった時期が、1930年代である。この頃には、「婦人及児童買売禁止ニ関スル国際条約」を背景として、国際連盟による実情調査団が来日。国内では、各府県単位での公娼制度廃止が取りざたされるなど、廃娼論が極めて高揚した。こうした国内外の情勢に押されるかたちで、制度の監督官庁である内務省が公娼制度の是非を俎上に載せたという点では、まさに廃娼論がピークを迎えた時期であったといえる。

この1930年代の動向をとって、公娼制度が動揺した時期であるとみる向きは強い。また、廃娼運動の動向からだけではなく、同時期に隆盛したカフェー・女給といった類似業種が、公娼制度を圧迫していく様子について明らかにする研究²⁾の蓄積も進んできた。こうした観点から、1930年代は新興の性風俗産業に圧迫され、公娼制度が崩壊していく時期であると捉えられている。各府県でもちあがった制度廃止の議論は、圧迫され、動揺し、崩壊していく公娼制度の最後の姿とも捉えられているのである。

本稿が扱う愛知県の事例も、またこうした1930年代の動向の一角をなすものである。『愛知県史』でも、この事例は廃娼運動の系譜の中で語られている³⁾のであるが、その実情を丹念に検討していくと、また違った様相が現れてくる。やや議論を先取りすると、1934(昭和9)年に愛知県で発生した公娼廃止案を主導したのは、県当局や廃娼運動団体ではなく、公娼制度に与する遊廓組合であった。なぜ、公娼制度側にいるはずの遊廓組合が、制度廃止を掲げたのか。本稿は、この実態を明らかにしていくことにより、1930年代の廃娼論の動向に新たな切り口から挑みたいと考えている。本事例を取り扱うことにより、他業種や廃娼運動の勢いに負けて、潰えていく公娼制度という構図とは、また別の様子が見えてくるのではないだろうか。

なお、本稿では法制度上の区画と、貸座敷・娼妓に周辺産業を加えた集団を区別するため、便宜上前者を「指定地」、後者を「遊廓」と呼ぶ。また、廃娼案の検討にあたっては、震源地となった「中村遊廓」の実態を十分に把握しておく必要がある。そのため、やや迂遠な行論となるが、まずは中村遊廓が成立するまでの過程、その経営状態の2点を検証したうえで、本題である1934年の廃娼案検討に取り掛かりたい。

- 1) 1921年締結。未成年および成人を違法行為によって売春営業につかせることを禁止したもの。特に国家間での取引が問題となっていたが、それを助長するような国内の体制についても問題提起を行っている。日本は年齢制限部分を保留し、1925年にこれに批准。
- 2) 小野沢あかね(2010)『近代日本社会と公娼制度』吉川弘文館、第3章「1930年代の公娼制度廃止問題と諸団体の公娼制度批判」、寺澤ゆう(2014)「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界—同様の裏側にある女給の労働実態—」『立命館人文科学研究紀要』No.103など。
- 3) 愛知県史編さん委員会編(2019)『愛知県史』通史編8 近代3、p.240

2. 中村遊廓の成立過程

2.1 愛知県下の公娼制度概要

愛知県における公娼制度の実施・沿革については、概ね監督官庁—内務省の方針に従うものである。ただし、他府県に比して貸座敷指定地の移転が頻出している点は、愛知県独自の特徴といえる。本稿の鍵となる「中村遊廓」もこうした移転により登場したものであるため、まずは貸座敷指定地を中心に県下の制度概要を確認したい。

愛知県下の公娼制度は、1874(明治7)年10月県布達第97号で名古屋市内1ヶ所での公認遊所を認め、管理規則を制定したことに始まる⁴⁾。ただし、この際に指定された区域は手狭であったことから、翌年にやや場所を移した。この移転後の遊廓は「旭廓」(あさひくるわ・しんち)と呼ばれ、中村遊廓の前身となるものである。

次に変化がおとずれたのは、1900(明治33)年10月の内務省令第44号「娼妓取締規則」施行を受け、翌11月に出された県令第88号「貸座敷取締規則」によってであった。これでは下記の通り指定地が規定されている。

第一条 貸座敷営業ハ左ニ指定スル地域内ニ限ル

一 名古屋市	常磐町	吾妻町
	若松町	花園町
	富岡町	音羽町
	城代町	東角町
一 熱田町	大字伝馬(西ハ市場地境マテ東ハ一里塚マテ)	
一 岡崎町	大字伝馬	大字板屋
一 豊橋町	大字札木	大字伝馬

((1900年11月21日)「貸座敷取締規則」『愛知県公報』号外第799)

ここに掲げられた指定地のうち、名古屋市内の8ヶ町は旭廓を指す。残りの3ヶ所については新たに加えられたもの⁵⁾で、熱田は名古屋市近郊(1907年に名古屋市に編入される)。岡崎および豊橋はそれぞれ旧城下町で、豊橋は歩兵第18連隊が置かれた軍都でもあった⁶⁾。

4) 愛知県警察史編纂委員会編(1971)『愛知県警察史』第1巻、pp.541-542

5) 追加された熱田・岡崎・豊橋の遊廓は1874年の県布達で保留となっていたもの。ともに江戸時代にその淵源があるため(「演芸興行 遊廓関係史料」愛知県公文書館所蔵、請求番号：00-00123)、既存の遊廓地が改めて公娼制度上に位置付けられたものであると考えられる。

以上により、愛知県下の貸座敷指定地の基礎となる4ヶ所が出そろった。ただし、これらの指定地はそのままの地で制度廃止まで存続したわけではない。まずは1907年に出された県令第77号により豊橋指定地の移転が命じられる⁷⁾。さらに1909年には県令第28号により熱田指定地の移転が決定⁸⁾。それぞれ1910年8月および1912年3月限りで、新指定地への移転を完了することとされた。この際、熱田指定地の移転先とされた場所は、名古屋市内の港湾部に近い「名古屋市南区稲永新田」⁹⁾であった。

こうした相次ぐ指定地の移転は、旭廓の移転論をも後押しすることになる。そもそも旭廓については、1906年の通常県会において風紀上の問題から移転の必要がある旨の建議が提出されており¹⁰⁾、以前から移転の必要性が議論されていた。さらに1900年には通常県会市部会に早急な旭廓の移転を求める意見書が提出され¹¹⁾、同指定地の移転論は大いに盛り上がった。その結果、1912年7月に下記の県令が発せられた。

明治三十三年十一月県令第八十八号貸座敷取締規則中左ノ通改正ス

明治四十五年七月二十二日

愛知県知事 深野一三

第一条 貸座敷営業ハ左ニ指定スル地域内ニ限ル

但地域内ト雖場所ニ依リ営業ヲ許可セサルコトアルヘシ

一 名古屋市南区稲永新田

二 額田郡岡崎町大字伝馬、大字板屋

三 豊橋市大字瓦町字七反田、大字東田字三反田、字五反畑、字南黒福

第二十一条 従来ノ指定地タル名古屋市中区常磐町、吾妻町、若松町、花園町、富岡町、音羽町、城代町、東角町ニ於ケル現在ノ貸座敷営業者(相続ニ依リ営業ヲ継続スル者ヲ含ム)ニ限り明治四十九年七月三十一日迄其地域内ニ於テ営業ヲ継続スルコトヲ得

((1912年7月22日)「県令第78号」『愛知県公報』号外第1569)

これにより、名古屋市内の指定地が稲永新田の1ヶ所にしぼられ、猶予期間を設けた上での旭廓の営業停止が指示された。これらに鑑みるに、従来の旭廓の営業者は稲永新田へ統合

6) さらに1906年には陸軍第15師団が設置された。

7) 前掲『愛知県警察史』第1巻、p.547

8) (1909年3月25日)「県令第28号」『愛知県公報』号外第1413

9) 前掲「県令第28号」

10) 愛知県警察史編纂委員会編(1973)『愛知県警察史』第2巻、pp.297-298

11) 前掲『愛知県警察史』第2巻、p.298

される予定であったと考えられる。しかし、移転地である稲永が元の指定地から遠く貸座敷業者の反発が強かったこと、また移転にからむ贈収賄事件騒動が発生したことにより、移転は当面延期となった¹²⁾。

1919年、繰り延べになっていた旭廓の処遇について、県令第35号で「愛知郡中村大字日比津大字則武」¹³⁾への移転が指示された。これに加え、同県令では岡崎についても指定地を「岡崎市中町」¹⁴⁾とする変更が行われており、旭廓・岡崎の2ヶ所も移転することとなった。なお、移転にあたっては現営業者・家督相続による営業者については1922年4月末までの猶予を与え、以降は新指定地での営業に限ることとされた¹⁵⁾。この決定に対しては、市内の指定地を市外に移転することなどを不服とする名古屋市会の反対などもあり、1920年に移転期限を約1ヶ年延長する旨の県令が出された¹⁶⁾。それでも指定地移転の方針は堅持され、1923年4月1日に新指定地への移転が完了した。

2.2 中村遊廓への移転過程

1923(大正12)年4月1日、旭廓にかわって中村遊廓が出現したのであるが、その移転の様子については更に詳しく確認しておきたい。移転先に指定された中村は、名古屋市の近郊に位置したが、いくつかの集住地をのぞけば田畑が連なる土地で、開発の手が及んでいなかった。そのため、移転に先んじて土地の取得および土地家屋を造成する必要があった。この様子は、愛知県における地方新聞『新愛知』に詳しく掲載されており、以下『新愛知』の記事を参照しつつ移転に至る過程を確認しておきたい。

まず必要となる土地の取得および各貸座敷に割り当てられる区画の選定については、下記の記事が参考となる。

其後紆余曲折を経て遊廓業者は大正九年五月旭土地株式会社払込四十万円を創立して指定地中村に組合協同で敷地の買収をした、其昔土地株式会社が買入れた時は坪二円から二円五十銭であつたが、坪当り四円で三万千幾坪を買受けて移転者百六十八軒へ平均に割当た(中略)懐中都

12) (1914年6月17日)「県令第50号」『愛知県公報』号外第60

13) (1919年4月18日)「県令第35号」『愛知県公報』号外第14。なお、当該地は1921年に名古屋市に編入されており、移転の直前に改正された貸座敷取締規則では「名古屋市区日比津町則武町」((1922年4月21日)「県令第43号」『愛知県公報』第746)となっている。

14) 前掲「県令第35号」

15) 前掲「県令第35号」

16) (1920年2月25日)「県令第29号」『愛知県公報』号外第33。この中では猶予の期限を「大正十二年三月三十一日迄」としている。

合のある連中は組合等で面倒を見たものゝ此の何百万円と云ふ膨大な建設費は全部明治銀行の投資である、軒別割当は嘗て中区門前町愛知県商品陳列所で厳正な抽籤の結果で苦情の湧きやうはないが、其中に移転を肯じなく廃業する者も出来て、現在は周囲四十八軒に中四通り百軒の百四十八軒である((1922年10月31日)「花魁国となる中村附近(5)」『新愛知』、11面)

記事中の「移転者百六十八軒」については、『愛知県統計書』¹⁷⁾に記載の1920年の旭廓貸座敷業者数と一致しており、貸座敷業者を指すと考えられる。これに鑑みれば、旭廓が出資した会社が、新指定地の土地を購入。それを168に均等分割¹⁸⁾し、抽選によって各貸座敷に割り当てる計画であったようである。なお、これらの土地については「金と技術の競争は段々と嵩じて割当てられた隣屋敷を買収¹⁹⁾するという状況もみられ、各貸座敷が該当の土地を買取る手筈であったと判断できる。これに加え、各貸座敷業者は建物の建築費も準備せねばならず、移転に際しては相当の負担がかかったと推察される。あるいは、こうした状況が、移転を断念する貸座敷業者を出す原因であったのではないだろうか。

ともあれ、1922年3月頃には用地の造成も済み、徐々に建物の建設が始まった²⁰⁾。これが移転半年前の10月24日記事では「既に八十余戸ばかり建築された²¹⁾」とあり、完成した建物もある程度あったようである。なお、建物の建設にあたっては、

中村遊廓の新築に取りかゝる此春の頃は旭廓の楼主達も余り気が進まなかつた勢ひが、(中略)段々と不夜城の形が整つて行くにつれあゝした派手な稼業柄とて、遂乗り気になつて二万が三万、五万が十万二十万と建築の輪奐を誇る((1922年10月30日)「花魁国となる中村附近(4)」『新愛知』、7面)

という様相で、相当立派な建物であったようである。これについては、「殊に米本、玉川、新井筒その他二三の貸座敷業者は鉄筋で三階の高層な建物を設ける²²⁾」との記述も確認できる。

こうして建設が進むかたわら、「其筋では移転期日の三月三十一日前の二月一日から営業

17) 愛知県編(1926)『大正十一年 愛知県統計書』第4編、pp.60-61

18) 中村遊廓内に予定されていた施設の中には、組合事務所など貸座敷以外も含まれていたことから、当該施設分を除いた土地を168軒で分割する予定であった可能性も考えられる。

19) (1922年10月31日)「花魁国となる中村附近(5)」『新愛知』11面

20) 前掲「花魁国となる中村附近(5)」に「什うやら地均しも出来て此の三月頃からポツへと建築に着手した」との記述がみられる。

21) (1922年10月24日)「移転する旭廓 指定地中村には既に八十余戸建築」『新愛知』5面

22) 前掲「移転する旭廓 指定地中村には既に八十余戸建築」

を許可した²³⁾と、新指定地での前倒し営業の許可についても話し合われていたようである。しかし、実際には1923年3月31日においても「これまで僅か二十軒より開店してゐなかつたのが三十日から一遍に五十軒が引越した²⁴⁾というように、駆け込みでの移転が多かつた。また、4月14日の記事では、移転期日以降の動向を次の通り記している。

中村新遊廓は殆ど建ち揃つて現在では九十七八軒から開業してゐる遅れて目下建設中の樓が二十余軒ある、兎も角来月初めまでに全部開店を見るであらう(中略)遊廓は殆んど開店したから十五日より廓内の各商店を開業せしめる事とした、その商売屋は旧遊廓内にみた飲食店、雜貨商、酒商、洋食店等その他で八十一軒一斉に開店するから一層賑かになるであらう((1923年4月14日)「一万円出して新遊廓の大賑わい」『新愛知』、5面)

これによれば、4月半ばにおいても依然として建設中の建物が複数あり、貸座敷業者の移転が完了するまでには1ヶ月近くの時間を要したようである。なお、旭廓からの移転は、貸座敷業者・娼妓だけにとどまらず、飲食店・雜貨商・酒商・洋食屋などの周辺業種にも及んだ。指定地の移転は、旧遊廓内で営業していた様々な業種にも影響を与えていたのである。

以上の記事から、旭廓から中村遊廓への移転の様相が明らかになったのであるが、次章以降の分析を行う上で重要なポイントを2つ確認しておきたい。

まずは、大前提となる「指定地の移転」の具体的な意味についてである。これは、第一義的に法規上の「売春営業が可能な区域」の改廃を意味する。公娼制度は、この区域内において特例的に許可されたものであったから、貸座敷営業を行うためには新指定地への移転が必須であった²⁵⁾。この点を忠実に反映したものが当初の移転計画で、既存の貸座敷168軒がすべて新指定地へと移動しようとしていたのは、営業継続のためであると考えられる。こうした「営業継続の必要性」という観点は、各貸座敷に所属する娼妓にも共通し、(廃業や他所への住み替えを行わない場合には)貸座敷業者に随伴して引越しを行った。

ただし、貸座敷・娼妓の法規に迫られた移動の影響は、周辺他業種へも波及した。そもそも、指定地内には、貸座敷営業に酒肴を提供する飲食店・酒屋、遊廓に集まる人々や居住者を対象とした各種店舗も点在しており、公娼業者の周辺には一般の商業者が付随していた。指定地の移動は、こうした周辺業者にとって顧客の喪失を意味した。そのため、貸

23) 前掲「移転する旭廓 指定地中村には既に八十余戸建築」

24) (1923年3月31日)「旭廓は愈こよひ限り 新遊廓は引越してゴツタ返し」『新愛知』5面

25) 例外的な状況としては、切り替えのために設けられた旧指定地での猶予期間および新指定地での前倒し営業が許可される場合もあった。

座敷・娼妓の移動に帯同して新指定地へと移ったものも多かったと考えられる。以上のように、指定地の移動とは、旧指定地での各種業者を巻き込んだ一區画をあげての引越しに他ならない。4月27日付『新愛知』が「ガランドーになつた旭廓の移転跡」という見出しを掲げ、旧指定地の家屋は「今に至るも戸締をしてかし家札が貼られてある」²⁶⁾状態となっている様子を報じているのは、これを如実に表している。

2つめは、上記の通り指定地の移転は區画をあげての移動を意味したが、それは計画通り進まなかったという点である。先述の通り移転にあたっては多くの資金を要し、これに耐えられない貸座敷業者も存在したと考えられる。その結果、本節冒頭の記事²⁷⁾の如く、旭廓から中村遊廓への切り替わりに際して貸座敷業者の減少が発生した。また、移転の準備をすすめつつも所定の期日までに建物が整わない貸座敷もあった。こちらについては、「階上の一部が階上を後に階下丈けなりとも竣功を終ん終れば営業が出来る」²⁸⁾という措置も検討されていたが、実際の扱いがどの様になったのかについては不明である。

3. 中村遊廓の営業実態

では、中村遊廓に移転したのち、貸座敷営業の状況はどのように推移したのであろうか。これについては、『愛知県統計書』に掲載されている「貸座敷及娼妓名簿登録削除申請」および「遊客人員及遊興金額」を史料として分析を進めていきたい²⁹⁾。なお、分析にあたっては中村遊廓へ移転した1923(大正12)年以降を中心として扱うが、移転前後の変化を踏まえるため旭廓の状況についても適宜参照する。

まず、遊廓営業の軸となっている貸座敷業者数については、表1の通り推移した。旭廓については、継続して統計書が参照できる1907年から徐々に総数を増やし、1912年末に178軒とピークを迎えた。以降は徐々に数を減らし、1918年に168軒となったのちは、指定地移転の前年1922年まで同数を維持している。前章2.2で確認した通り「移転者百六十八軒」³⁰⁾は、

26) (1923年4月27日)「ガランドーになつた旭廓の移転跡」『新愛知』5面

27) 前掲「花魁国となる中村附近(5)」。

28) (1923年3月10日)「旭廓の移転は断じて延期を許さず」『新愛知』11面。引用は県建築課長の談。

29) 1907~1941『愛知県統計書』。なお、1918~1921年の『愛知県統計書』では遊客人員・遊興金額の項目が削除されており、年によって採録されている情報に若干の変動がある。

30) 前掲「花魁国となる中村附近(5)」

表1 1907～1941 旭廓・中村遊廓 貸座敷数

		許可	廃業	総数
1907	M40	8	9	174
1908	M41	8	9	173
1909	M42	10	9	174
1910	M43	8	6	176
1911	M44	13	12	177
1912	T1	12	11	178
1913	T2	10	13	175
1914	T3	1	3	173
1915	T4	-	-	173
1916	T5	-	2	171
1917	T6	-	2	169
1918	T7	1	2	168
1919	T8	-	-	168
1920	T9	1	1	168
1921	T10	-	-	168
1922	T11	-	-	168
1923	T12	51	93	126
1924	T13	5	2	129
1925	T14	5	1	133
1926	S1	14	9	138
1927	S2	2	1	139
1928	S3	7	6	140
1929	S4	8	6	139*
1930	S5	5	5	139
1931	S6	11	11	139
1932	S7	14	14	140
1933	S8	11	11	140
1934	S9	-	-	140
1935	S10	-	-	140
1936	S11	-	-	140
1937	S12	-	-	140
1938	S13	-	-	140
1939	S14	6	6	140
1940	S15	-	1	139
1941	S16	-	1	138

*前年末総数に許可・廃業数を加除した場合とは異なる。総数の資料となる情報が許可・廃業軒数以外にないため、史料ママとした。
- 数値なし(0軒)。

当初旭廓からの移転を予定していた貸座敷数であるが、これらの業者は少なくとも1919年からほぼ同一の顔ぶれであったと考えられる。しかし、1923年の指定地移転を契機として貸座敷総数は大幅に減少。同年末には126軒にまで数を減らしている。その後徐々に数を戻していったが、1927年から1941年にかけては概ね140～139軒を維持しており、旧指定地の規模に復することはなかった。

以上の通り、貸座敷総数のみに着目した場合、旧指定地(旭廓)は168軒、新指定地(中村遊廓)は140軒程度の規模で安定した状態にあった。ここから、移転前後で遊廓の規模が変化したことが分かる。ただし、貸座敷総数は各年末の頭数を示すものであり、年内の変動については貸座敷許可・廃業の情報を加味する必要がある。

貸座敷営業を行うにあたっては、貸座敷取締規則に従い業者の本籍・住所・氏名・生年月日、貸座敷の店名・屋号、営業場所等を所轄警察官署に申請し、知事の許可を得る必要があった³¹⁾。また、廃業時にも同じく所轄警察官署への届け出が必須であった³²⁾。これらを記録したものが、それぞれ表1の「許可」および「廃業」に該当する。これを見ると、頻繁に業者の更新が行われている時期と、ほぼ変動がない時期に大まかに二分できる。中村遊廓に移転した1923年以降に限れば、1923～1933年は業者の入れ替わりが激しい時期、1934年以降はほぼ同一の

31) 1900年・1922年貸座敷取締規則第2条

32) 1900年貸座敷取締規則第6条。1922年の全文改正により第10条に変更

営業者で安定している時期にあたる。前者のうち1923年は許可51、廃業93と他に類を見ない数値となっているが、これは指定地の移転にあたり発生した廃業者らを反映していると考えられる³³⁾。その意味で、1923年は例外的状況であるといえるのであるが、それでもなお営業者の入れ替わりは1933年まで続いている。1927年には、許可2・廃業1とやや落ち着きを見せながらも、1928年からは再び件数が増加。1931~1933年は許可・廃業ともに2桁の件数を記録した。しかし1934年に入ると、一転。許可・廃業は見られなくなり、1938年までは同一の業者が営業を続ける状態にあった。

以上から、中村遊廓での貸座敷営業の状況は、次の通り推移した。

- 1923年：移転により従来の貸座敷数が大きく減少。営業者も入れ替わる。
- 1924~1933年：貸座敷数は増加ないしは安定。営業者は頻繁に入れ替わる。
- 1934~1938年：貸座敷数は変動せず。同一の営業者が占める。

このうち、貸座敷数は遊廓自体の規模に直結するもので、営業者の傾向は各貸座敷の営業状況を暗示するものである。つまり、例外的な の状況を除けば、1933年までは表面上は安定した規模を誇りつつも、その水面下では貸座敷の交代が進んでいたと指摘できる。

では、なぜこうした状況が発生したのであろうか。これは、表2遊客数および遊興金額が参考になる。表中の数値はいずれも毎年1月から12月の総計で、遊客は貸座敷にきた客、遊興費はその際に費やした金額を指す³⁴⁾。なお、遊興費については、娼妓揚代(娼妓をよんだ代金)・酒肴代金・芸妓揚代(芸妓をよんだ代金)から構成されており³⁵⁾、娼妓揚代はさらに娼妓所得と貸座敷業者所得に細分化される。この娼妓揚代を娼妓と貸座敷で分配する形式は、娼妓就業時に貸座敷から前借金を行うことが通例であったことに由来する。娼妓が借金を返済する方法はいくつかあったが、そのうちのひとつに娼妓営業による利益—娼妓揚代を貸座敷業者と分配し、この娼妓取得分を借金の返済にあてるという方式があった³⁶⁾。こ

33) 第2章2節で確認した移転に際しての廃業が大きく影響していると思われる。なお、移転期日に間に合わなかった事例はどの様に処理されたか不明。あるいは、移転が間に合わなかった業者については、一時廃業となり再度許可申請をした可能性も想定されるが、これについてはさらなる検討が必要である。

34) 1922年貸座敷取締規則第11条にて遊客名簿の作成を義務付けられており、客の情報および遊興費を記録していた。統計書の元はこの名簿であると推測される。

35) 各代金は、おおまかに酒肴代—飲食物を提供した飲食店・酒屋、芸妓揚代—芸妓方へと支払われるもの。遊廓営業がいかに複数の業者により構成されていたのかが分かる。

36) こうした娼妓営業契約は特に「分配制」と呼ばれる方式。各地の娼妓営業実態を調査した内務省警保局編(1931.2)「公娼と私娼」(『買春春問題関係資料集成』[戦前編]第20巻(2003)不二出版)には「分配制

表2 遊客および遊興費の推移

		遊客数 (人)	遊興金額(円)				1人 あたり (円)	
			娼妓揚代			その他 [*]		
			娼妓所得	業者所得	娼妓：業者			
1922	T11	1,019,258	1,199,762	1,199,762	5.0 : 5.0	286,382	2,685,906	2.6
1923	T12	654,316	731,396	731,396	5.0 : 5.0	365,699	1,828,491	2.8
1924	T13	709,302	1,245,332	1,867,998	4.0 : 6.0	332,012	3,445,342	4.9
1925	T14	755,940	1,206,796	1,838,069	4.0 : 6.0	369,681	3,414,546	4.5
1926	S1	773,956	1,221,886	1,282,959	4.9 : 5.1	370,888	2,875,733	3.7
1927	S2	763,843	1,141,371	1,745,052	4.0 : 6.0	325,630	3,212,053	4.2
1928	S3	755,404	1,111,710	1,787,055	3.8 : 6.2	320,420	3,219,185	4.3
1929	S4	782,356	1,096,128	1,869,974	3.7 : 6.3	311,861	3,277,963	4.2
1930	S5	793,075	965,091	1,645,256	3.7 : 6.3	253,392	2,863,739	3.6
1931	S6	922,632	920,609	1,568,937	3.7 : 6.3	217,044	2,706,590	2.9
1932	S7	1,093,015	954,826	1,626,313	3.7 : 6.3	212,957	2,794,096	2.6
1933	S8	1,258,259	1,091,615	1,858,991	3.7 : 6.3	233,164	3,183,770	2.5
1934	S9	1,427,326	1,217,221	2,072,475	3.7 : 6.3	250,368	3,540,064	2.5
1935	S10	1,521,465	1,337,465	2,280,530	3.7 : 6.3	269,265	3,887,260	2.6
1936	S11	1,492,868	1,420,016	2,417,285	3.7 : 6.3	275,888	4,113,189	2.8
1937	S12	1,624,552	1,622,628	2,762,148	3.7 : 6.3	214,654	4,599,430	2.8
1938 ^{**}	S13	1,617,355	-	-	-	-	5,356,907	3.3
1939	S14	1,546,568	2,310,349	3,436,618	4.0 : 6.0	593,813	6,340,780	4.1
1940	S15	1,101,511	2,677,588	4,550,657	3.7 : 6.3	566,321	7,794,566	7.1
1941	S16	953,538	2,975,833	5,419,183	3.5 : 6.5	381,912	8,776,928	9.2

^{*}酒肴代、芸妓揚代の合計額。貸座敷営業に焦点をあてるため貸座敷以外は統合表記した。

^{**}1938年『愛知県統計書』には娼妓所得・貸座敷業者所得の項目も設定されていたが、数値は記入されていない。

うした慣習に照らせば、直接的に貸座敷へ入ってくるのは、娼妓揚代の貸座敷業者所得(表中では業者所得)部分であった。

以上を踏まえて遊客・遊興費の推移を分析する。表1の貸座敷数と共通する特徴は、移転の前後-1922~1923年で大きく数値が変動している点で、遊客・遊興費ともに1923年が最少を記録している。以降、遊客数は基本的には毎年増加傾向にあるが、1928年には年間755,404人(前年比マイナス8,439)と、一時減少。1937年に年間1,624,552人とピークを迎え、翌年からは減少に転じる。移転を行った1923年を除けば、遊客数が下降を示すのは1927~1928年・1936年・1939年以降となっている。

の部で名古屋市の契約書が掲載されている。ここからも中村遊廓では分配制が行われていると判断した。

ただし、これが遊興費の増減に直結したかという点、決してそうではなかった。遊興費総額の推移は、移転後1924年には1922年—旭廓での成績を上回る数値に復調しており、1925年まではこの傾向が続いた。しかし、1926年に突如2,875,733円と300万円を割り込み、1927~1929年は300万円台に戻るという上下動を示している。以降、1930からの数年は再び300万円台を割り込む低迷期(底は1931年の2,706,590円)を迎える。低迷期直前1929年の成績3,277,963円を超えたのは、1934年になってからで、1933年までは低迷の余波が続いていたと考えられる。遊客数と遊興金額の関連性には、1人当たりの出費額の問題が介在しており、遊客の増減と出費額の増減が絡み合っていた。表中の「1人当たり(円)」でみると、1930~1933年の低迷期は直前の金額(4.2円)に比して出費が減少(3.6~2.5円)しており、これが遊興費の減少に影響していると考えられる。反対に、1934年から遊興金額が増加に転じたのは、1人当たりの金額の低迷を遊客数の増加が上回った結果である。

遊廓全体の経済動向としては、以上のように1930~1933年に低迷期を迎えるという結果になったのであるが、貸座敷に限定した場合はどうであろうか。これについてみる際には、娼妓揚代の利益配分の問題を考慮せねばならない。便宜上、ここでは娼妓所得総額：業者所得総額を配分比率(娼妓：業者)として表2に組み込んだ。なお、1931年に作成された内務省警保局編「公娼と私娼」では愛知県は「揚代金の分配は、営業者が五割五分、娼妓が四割五分を取得するを通例とする」³⁷⁾となっている。これに倣って、表2でも小数点以下1桁までを表示し、それ以下は四捨五入した概算数値となっている点は留意されたい。

さて、娼妓揚代における貸座敷業者所得についていえば、1935年までは200万円未満で推移しており、その中で最も少額であったのは1926年であった。ただし、配分比率についてみると、1926年は4.9：5.1と比較的均等な比率となっており、これに次ぐ低額を記録した1931年の比率が3.7：6.3であったことを考慮すると、1931年の数値は比率により底上げされたものであったことが分かる。しかし、1931年と同じ比率となっている1929~1937年と比較しても1931年の金額は明らかに減少しており、前後の年と連続しての3年間は業者所得も低迷した時期であった³⁸⁾。

以上、中村遊廓における貸座敷営業者数、遊客数・遊興費の統計からは、次のような状況を指摘できる。移転後、基本的には遊廓の業者・規模は早期に安定段階へと入ったが、その水面下、営業利益の面では1926年と1930~1932年に低迷期を迎えている。これは、業者

37) 前掲「公娼と私娼」、p.159

38) 娼妓揚代の娼妓所得が前借金返済の手段であった以上、配分比率の操作による貸座敷所得の底上げには限度があったと考えられる。

の廃業にも影響を与え、1926年および1931~1933年には10軒前後の廃業者を出す状況となった。1930年代の廃業が経営上の低迷期に遅れて発生している点は、経営悪化を受けて廃業するまでに若干の時差が発生したもののように見える。また、1933年にも多くの廃業者を出している点は、経営回復がそれまでの低迷を補填するほどに伸びなかったことを表しているとも想定される。いずれにせよ、これらの推測については、さらなる情報収集と検討を要する³⁹⁾。

ともあれ、中村遊廓の営業状態は1926年、1930~1932年に低迷期を迎えており、中でも1930年代のそれは3年(余波をも含めれば4年)の長期にわたるものであった。この時期はちょうど昭和恐慌期にあたり、遊廓営業だけでなく日本経済自体が深刻な不況にあえいでいた。その点で、この数年の不振は貸座敷業者にとっても、先の見えない非常に深刻なものであったと言えるだろう。規模の上では安定していた中村遊廓であったが、その水面下では貸座敷業者らの間で相当な不安が広がっていたと考えられる。

4. 1934年廃娼案の分析

4.1 廃娼案に至る経緯

以上、中村遊廓の成り立ちと経営状態の推移をふまえ、1934(昭和9)年の廃娼案の実態に迫りたい。本廃娼案については、この年1月に突如登場したものであるため、まずはそこに至る経緯を新聞報道などから整理する。

管見の限り最も早い報道は、1934年1月13日『名古屋新聞』が、県保安課が公娼制度廃止のための実情調査に乗り出した旨を掲載したものである。この際の記事では、全国で続出する公娼廃止論とそれを受けての内務省の動向などを引き合いに出し、「貸座敷業者の反対陳情を蹴飛ばして籠の鳥は解放されるであらうか⁴⁰⁾とその成り行きを見守る姿勢を示した。加えて、「何か(廃娼の—筆者注)具体案でも…?’との記者の問いかけに対して、国塩耕一郎保安課長は「今は残念だがいへぬ」と返答するばかりであった⁴¹⁾。これが、16日には一転、『名古屋新聞』『新愛知』の両紙が廃娼案の要点と各所の反応を大々的に報じた。『名古屋新聞』の記事冒頭では、次のように廃娼案を紹介している。

39) 1922年以降の『愛知県統計書』には月別の遊興金額が掲載されておらず、細かな変動は不明である。

40) (1934年1月13日)「“公娼廃止”の前哨か 乗り出した愛知県」『名古屋新聞』7面

41) 前掲「“公娼廃止”の前哨か 乗り出した愛知県」

既報の通り極秘裡に調査を進めてみたがまづ名古屋中村旭遊廓のみにこの大改革を実施することとなり十六日同遊廓貸座敷業者組合からの書類を受理し、急転直下こゝに驚くべき大改革が全国に先鞭して行はれ中村旭遊廓は思ひもよらざる形に改まり前古未曾有の大規模な歡樂境がこゝに生れることとなつた((1934年1月16日)「籠の鳥愈よ自由の樂園へ 名も旭樂園と改め公娼制度を全廃」『名古屋新聞』、2面)

ここから、廃娼案の目下の対象は「中村遊廓」であり、これに関わって遊廓貸座敷業者組合から何らかの書類提出があったことが分かる。この書類については、同記事の中村遊廓組合長の談話のなかで「この案は昨年三月既に特殊芸妓設置願として提出したのですが許可されず遂に今度の陳情書の内容となりました」⁴²⁾と記されていることから、組合からの陳情書と判断される。つまり、1934年の廃娼案には前年1933年3月に中村遊廓からだされた「特殊芸妓設置願」という前段階があり、これは遊廓業者側からの動きであった。また、国塩保安課長からは「本県としては、まづ何よりも前借制度を廃止したいと思つて中村遊廓の業者と懇談し、協力して調査研究して具体案に到達し近く書類が出ることになつた」⁴³⁾との発言がなされている。おそらく1933年の貸座敷業者の行動を発端として、前借金制度を問題視する保安課が遊廓組合に接近し、廃娼の具体案までたどり着いたとみる事が出来るのではないか。

以上のように、愛知県における廃娼案は、中村遊廓組合と県保安課の協業が結実したものであるといえる。この廃娼案は、中村遊廓の名称を「旭樂園」、娼妓を「園妓」と改称するという部分に着目し、園妓制などと呼称されることもあった。その内容については1月16日の記事に陳情書の要点が掲載され、17日には若干の肉付けがされた保安課原案の骨子が報じられた⁴⁴⁾。保安課原案では、16歳以下の就業禁止、親権者の承諾書を必要とすることが追加されている⁴⁵⁾が、それ以上の具体的な内容は伝わっていない。以降も具体的な規則や施行細目は報じられず、また結果として同廃娼案は実現には至らなかった。そのため、この構想をより深く知るためには、これが誰の意図によるものであつたのかという点を確認する必要がある。そのため、廃娼案が立ち消えになる過程についても確認しておきたい。

42) (1934年1月16日)「籠の鳥愈よ自由の樂園へ 名も旭樂園と改め公娼制度を全廃」『名古屋新聞』2面
中村遊廓組合長の談話部分。

43) 前掲「籠の鳥愈よ自由の樂園へ 名も旭樂園と改め公娼制度を全廃」

44) (1934年1月17日)「十六歳以下では園妓になれぬ 保安課の原案成る」『名古屋新聞』7面

45) 16歳以下の禁止は芸妓に対する規制に準拠したものか。なお、親権者の承諾書は成年・未成年の別なく必要とされた。

1月31日、『名古屋新聞』が「廓の革命旭楽園に暗い影 公娼廃止は真ッ平だ 反対運動に趨く楼主連」との記事を掲載した。ここでは、廃娼案の「陳情者は廓内役員一部で合議した原案であつて全貸座敷業者の総会とか調印を纏めての陳情でない」⁴⁶⁾という手続き的瑕疵もあって、中村遊廓内でも同案に反対する貸座敷業者が発生。廃娼案について遊廓内が紛糾している様子を伝えた。また、廃娼運動団体である廓清会の機関誌『廓清』第24巻第8号(1934年8月発行)記事「廃娼愈目睫の間に迫る」では、愛知県についての続報が下記の通り伝えられている。

名古屋市中村遊廓が今春、愛知県当局の諒解を得て公娼制度を廃止し園妓制度に改める案を発表したが、本省の方針に抵触したので、実現の運びに至らないが同遊廓千六百余名の娼妓は、園妓制度促進の請願を県当局へ提出すべく、先頃より調印を取纏めてみた((1934年8月)「廃娼愈目睫の間に迫る」『廓清』第24巻第8号、p.30)

ここからは、2つのことが分かる。1点めは、廃娼案は本省—内務省の方針に沿わないものであり、実施が断念されたこと。もう1点は、それでもなお廃娼案の実施に向けた取り組みが中村遊廓の側で進められていることである。おそらく、内務省からストップがかかったことが、愛知県廃娼案が実現しなかった主因であると推察される。しかし、そうした事態にいたっても、中村遊廓側から廃娼案実現に向けた働きかけが行われていたという点は、大変興味深い。廃娼案は県保安課との協業とされていたが、実際は中村遊廓組合側の意向が強く反映されていたのではないだろうか⁴⁷⁾。

4.2 廃娼案のねらい

では、計画された廃娼案とはどのようなものであったのだろうか。その概要を伝えている1月16日付『名古屋新聞』の記事を参照したい。

46) (1934年1月31日)「廓の革命旭楽園に暗い影 公娼廃止は真ッ平だ 反対運動に趨く楼主連」『名古屋新聞』11面

47) 廃娼案が持ち上がる前年の1933年12月6日『新愛知』には中村遊廓の貸座敷業者が営業刷新を計画している内容の記事(「廓のモダン化」)が掲載されている。この内容は本文4.2とほぼ同じ内容である点も、これを裏付ける。

旭遊廓大廓正の園妓設置に関し同組合長稲本別館稲川辰三氏、同副取締森善七氏らは十五日午後二時県保安課へ出頭、国塩課長に園妓設置の陳情書を提出したが、その条項は左の二項からなつてゐる

園妓に関する条項

- 一、園妓の雇入れと解雇は所轄署へ届出ること
- 二、園妓は月三回以上の全身検査を受けること
- 三、園妓で花柳病にかゝつた時は稼業をせぬこと

貸座敷に関する条項

- 一、旭樂園内の貸座敷は従来そのまま例規、その他を存続すること
- 二、園内は特殊風紀地域として従来通りにて取締上に何らの変動をせられざること
- 三、県令第四十三号貸座敷取締規則第十二条第一項の「娼妓に非る婦女をして娼妓に類似する所業をなさしめ、または警察官署の認可を得ずして娼妓名簿登録申請中の婦女を宿泊せしむること」を削除せられたきこと(前掲「籠の鳥愈よ自由の樂園へ 名も旭樂園と改め公娼制度を全廢」)

ここでは、娼妓(園妓)・貸座敷に関する改正点が3点ずつ列記されている。まず、園妓についてみると、1は就廃業に関する手続き、2および3は性病検診に関する事項にあたる。検診については、1933(昭和8)年に全文改正された「娼妓取締規則施行細則」においても、伝染性疾患などに罹患した際には営業を中止すること(第6条)、毎月6回の定期健診を受けること(第13条)が記されている⁴⁸⁾。その点で、ほぼ娼妓営業と変わらない取り扱いがなされているといえる。これは、貸座敷に関する改正点にも共通する。貸座敷は、「旭樂園」と改名された区画内(特殊風紀地域—法規上は貸座敷指定地に同じ)において、従来通りの営業を行えるように、1および2で求めている。

以上の各点からは、旭樂園・園妓へ名称を変えたとしても、依然として「売春」が営業の中心にあり、それを安定して行い得る体制を作ろうとする意図が見える。ただし、園妓となったことにより、大きな変化が発生する点もあった。中村遊廓組合副組合長によれば、

園妓はいはゆるサービス・ガールで芸も大いに仕込みますが、今度は大いにその人格を尊重するため、今までのやうに金さへ出せば女を自由に...といふことはできなくなりませう、何故なれば遊興前に園妓があつた客は嫌だといへば次の園妓にあたることとなるから((1934年1月16日)
「果然、波紋を拡げた 廓の革命 新生する“園妓”を社会は、芸妓は、私娼は何んと観る 社会部記

48) (1933年6月16日)「県令第49号」『愛知県公報』第662号

者ABCDEのレポート」『名古屋新聞』、7面)

とのことで、性行為を行うか否かは園妓の意思に委ねられた。売春営業を行うことを前提としつつも、その中に不確定な要素が含まれるようになったことは、新たな状況といえるであろう。

また、それまで娼妓が免許鑑札制の下にあったのに対し、園妓は就廃業を「届出る」ことでよかった点も、大きな変更であった。この措置の意味については、同じく免許鑑札制から届出制への変更が議論されていた酌婦についての記事が参考になる。ここでは、国塩保安課長が「届出制度にすれば届出たもののうちで怪しいと思つた者だけを原籍地へ照会すればよい」⁴⁹⁾と説明しており、就業者の管理が緩やかになると考えられる。

いずれにせよ、旭楽園・園妓は従来通り売春営業を行うものであったが、それはあくまでも公娼制度からは離脱した存在となっている。その中において、貸座敷業者のみが、唯一公娼制度下の法規—貸座敷取締規則によって管理される存在であり続けた。そのため、旭楽園・園妓制は、一方で公娼制度に足を置きつつ、営業実態はそこから逸脱するという不思議な構成となっていた。このねじれは接着点である貸座敷業者に集約されるため、貸座敷取締規則上の禁止事項に抵触することが懸念された。貸座敷に関する改善点³で「娼妓ニ非サル婦女ヲシテ娼妓ニ類似スル所業ヲ為サシメ又ハ警察官署ノ認可ヲ得シテ娼妓名簿登録申請中ノ婦女ヲ宿泊セシムルコト」⁵⁰⁾との文言削除が要望されたのは、これを回避するためと考えられる。

では、こうして売春に関する特権的な位置を維持したまま、公娼制度の枠組みから脱出する意味はどこにあったのであろうか。それは、中村遊廓組合副組合長の言葉に端的に表れている。そもそも遊廓組合側が廃娼案を提起したのは、「遊廓は女給、芸妓その他私娼社界に蚕食されて行詰つてゐます、この行詰りを打開して時代に適応させやうといふので旭楽園の設立を目論んだ」⁵¹⁾ためであると述べられている。いうなれば、公娼制度から離脱することによって営業刷新を図ることが、廃娼案の目的であったのである。その点をふまえれば、娼妓を園妓(サービスガール)に転化させることにより、客との駆け引きが生じた様は、一種の「自由恋愛」を想起させる。また、露骨な例をあげれば、旭楽園・園妓制の一環として、旧来の貸座敷名を“××クラブ”といった廓情緒を抹殺した名に改称する⁵²⁾である

49) (1934年2月21日)「春近く 女給さん朗らか」『名古屋新聞』5面

50) 前掲「県令第43号」

51) 前掲「廓の革命旭楽園に暗い影 公娼廃止は真ッ平だ 反対運動に趨く楼主連」

52) 前掲「十六歳以下では園妓になれぬ 保安課の原案成る」。貸座敷業者側の動向を記した小見出し「店

とか、園妓の芸名もモダン化するということも考案されていた。

店名・芸名はさておき「自由恋愛」の要素は、特権的に売春営業を許可された公娼制度下では決して実現しないものであった点は、非常に重要であろう。旭楽園・園妓という新たな枠組みへ移ることによって、売春営業をほのめかしつつも、そこに至るまでの過程に新たな時代の要求を投影することが可能になった。こうしたモダン化を打ち出すうえでは、店名や芸名といった舞台装置もそれに適した装いへと変更する必要があったのである。

5. おわりに

以上、1934(昭和9)年に廃娼案を提出した中村遊廓の成り立ちや経営状態、廃娼案の経緯・内容を確認してきた。それらを踏まえて、この廃娼案がなぜ出されたのかを整理し、おわりにかきたい。

そもそも、愛知県の廃娼動向として扱われている一連の出来事は、県保安課が関与しつつも、中村遊廓側の意向に基づくものであったことは既述の通りである。であるならば、なぜ中村遊廓が「廃娼」という、自らの職種とは相反する行動をとったのであろうか。その答えは直接的には、遊廓組合副組合長の口から語られている。つまり、他の業種から圧迫されて行き詰った遊廓立て直しのため、である。しかし、廃娼案が突如表面化したのが1934年であったという点には、遊廓側の事情が大きく影響していると考えられる。廃娼案に至る経緯でも確認した通り、同案の端緒は前年1933(昭和8)年3月にあった。この時期はちょうど、遊廓にも昭和恐慌の影響が重くのしかかっていた頃にあたる。統計上、1933年の遊興金額は恐慌前の水準へ戻る過程にあったが、3月段階ではまだ先行きは不安な状況であったと思われる。また、貸座敷営業者に限っても1933年は未だ多くの廃業者を出す状態であり、やはり恐慌の影響は色濃く残っていた。あるいは、1934年の計画以降、管見の限り同様の計画が再燃した形跡がみられないことも、廃娼案が噴出するタイミングがこの時をおいて他にないことを表しているように思われる。

以上の状況を勘案するに、一度とん挫した廃娼計画が1934年早々に再提起された背景に

名、芸名モダン化」部分。園妓の芸名については画家やキネマ俳優の名前をあてようとの案も記されている。

は、遊廓を襲った恐慌の影響をみる事が出来るのではないだろうか。勿論、遊廓が他の業種に圧迫されていたことは間違いなく、それが廃娼案の一因をなすことは確かである。しかし、中村遊廓をして公娼制度からの離脱を思い立たせた決定打となっていたのは、恐慌による遊廓自体の経営不振であった。こうした状況を打開すべく、中村遊廓は公娼制度から離脱することによって営業刷新を図ろうとした。廃娼案から明らかになるのは、制度下では実現できないモダン要素を営業に加え、時代に適した新規性を打ち出すことによって、集客を図ろうとする姿である。こうした業態は、当時隆盛したカフェーやバー営業⁵³⁾をまねたものであったという指摘も出来るであろうが、この点については紙幅の関係上、後日に譲りたい。ともあれ、愛知県における1934年廃娼案の実態は、他業種におされ遊廓が淘汰されていく様ではなく、むしろ廃娼によって新規の業態へと打って出ようとする積極的な姿勢であったといえる。

こうした廃娼案に関わる中村遊廓の動向をみたとき、「公娼制度」という枠組みから脱却すべきであるとする認識が、貸座敷業者の一部に共有されていたと思われる。昭和初期の行き詰まりをある面からみたとき、「公娼制度」は営業安堵の特権ではなく、大胆な経営刷新を阻害する要素ともなりえたのである。換言すれば、条件次第で公娼制度は、貸座敷にとっても脱却すべき対象として捉えられたのである。その点で、廃娼運動団体とは意図するところは異なるものの、両者の指すところは表面上「廃娼」で一致してみえかねない状況にあった。本事例は、1930年代という公娼制度廃止論が大いに高揚した時代、そして「廃娼」という言葉に込められた多面性を端無くも表していたのである。

では、廃娼案がとん挫して以降、中村遊廓はどのような道をたどったのであろうか。これは1937(昭和12)年に発行された都市案内書『歓楽の名古屋』の中で紹介されている。

登楼すれば敵娼が親切に一々客をもてなす。しかも、万端極めて情緒纏綿、最近ではどし／＼時勢の趣向を取り入れて全廓内はネオンの不夜城、そのネオンの多きことは正に東洋一の称がある位、七彩の光りに情緒を深めたホールに彼女等は艶を競ふて遊客の品定め焦点に立つてゐるのである(稲川勝二郎(1937)『歓楽の名古屋』趣味春秋社、p.45)

僅か3年の間に中村遊廓は時勢の趣向を取り入れたネオンきらめく不夜城へと変貌し、遊客数・遊興費においても急激な成長をみせていた。こうした状況に助けられてか、廃娼案が

53) 前掲寺澤ゆう(2014)「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界—同様の裏側にある女給の労働実態—」などが重要な示唆を与えてくれる。

再燃する機会には訪れなかったと思われる。廃娼案とん挫後の中村遊廓は、公娼制度の枠組みにとどまったまま、その装いをモダンなものに変化させていったのである。

【参考文献】

愛知県編『愛知県統計書』1907~1941

愛知県警察史編纂委員会編(1971)『愛知県警察史』第1巻、pp.541-542、p.547

愛知県警察史編纂委員会編(1973)『愛知県警察史』第2巻、pp.297-298

愛知県史編さん委員会編(2019)『愛知県史』通史編8 近代3、p.240

稲川勝二郎(1937)『歓楽の名古屋』趣味春秋社、p.45

小野沢あかね(2010)『近代日本社会と公娼制度』吉川弘文館、第3章

(1900年11月21日)「県令第88号」『愛知県公報』号外第799

(1909年3月25日)「県令第28号」『愛知県公報』号外第1413

(1912年7月22日)「県令第78号」『愛知県公報』号外第1569

(1914年6月17日)「県令第50号」『愛知県公報』号外第60

(1919年4月18日)「県令第35号」『愛知県公報』号外第14

(1920年2月25日)「県令第29号」『愛知県公報』号外第33

(1922年4月21日)「県令第43号」『愛知県公報』第746

(1923年3月10日)「旭廓の移転は断じて延期を許さず」『新愛知』11面

(1923年3月31日)「旭廓は愈よ限り 新遊廓は引越してゴツタ返し」『新愛知』5面

(1923年4月14日)「一万円出して新遊廓の大賑わい」『新愛知』5面

(1922年10月24日)「移転する旭廓 指定地中村には既に八十余戸建築」『新愛知』5面

(1922年10月30日)「花魁国となる中村附近(4)」『新愛知』7面

(1922年10月31日)「花魁国となる中村附近(5)」『新愛知』11面

(1923年4月27日)「ガランドーになつた旭廓の移転跡」『新愛知』5面

(1933年6月16日)「県令第49号」『愛知県公報』第662号

(1933年12月6日)「廓のモダン化」『新愛知』10面

(1934年1月13日)「“公娼廃止”の前哨か 乗り出した愛知県」『名古屋新聞』7面

(1934年1月16日)「籠の鳥愈よ自由の楽園へ 名も旭楽園と改め公娼制度を全廃」『名古屋新聞』2面

(1934年1月16日)「果然、波紋を上げた 廓の革命 新生する“園妓”を社会は、芸妓は、私娼は何んと観る 社会部記者ABCDEのレポート」『名古屋新聞』7面

(1934年1月17日)「十六歳以下では園妓になれぬ 保安課の原案成る」『名古屋新聞』7面

(1934年1月31日)「廓の革命旭楽園に暗い影 公娼廃止は真ッ平だ 反対運動に趨く楼主連」『名古屋新聞』11面

(1934年2月21日)「春近く 女給さん朗らか」『名古屋新聞』5面

(1934年8月)「廃娼愈目睫の間に迫る」『廓清』第24巻第8号、p.30

内務省警保局編(1931.2)「公娼と私娼」『買売春問題関係資料集成』[戦前編]第20巻(2003)不二出版

「演芸興行 遊廓関係史料」愛知県公文書館所蔵、請求番号：00-00123

寺澤ゆう(2014)「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界—同様の裏側にある女給の労働実態—」『立命館人文科学研究所紀要』No.103

논문투고일 : 2021년 12월 20일
심사개시일 : 2022년 01월 16일
1차 수정일 : 2022년 02월 16일
2차 수정일 : 2022년 02월 18일
게재확정일 : 2022년 02월 22일

〈要旨〉

1934年愛知県廃娼案にみる遊廓組合の思惑

眞杉侑里

本稿は、1934年に愛知県に提出された廃娼案を検討したものである。当初、愛知県保安課の作成であるとされていたこの案は、実際には中村遊廓組合からの提案であった。中村遊廓の変遷・経営状態の分析からは、遊廓が昭和恐慌の影響を強く受けていたことは明らかである。廃娼案が提出された時期は、ちょうどこれと重なっており、この事例は公娼制度から離脱することによって、経営刷新をはかろうとしたものであると推察される。その点で、同案からは遊廓の積極的な姿勢をうかがうことができる。

“YUKAKU” association’s intentions as seen in Movement against Licensed Prostitution in 1934 Aichi Prefecture

Masugi, Yuri

In this paper analyzed the Movement against Licensed Prostitution submitted to Aichi Prefecture in 1934. The plan, which was originally considered to have been drawn up by the Aichi Prefecture peace section, was actually proposed by the “NAKAMURA YUKAKU” association. Analysis of “NAKAMURA YUKAKU”’s changes and management conditions clearly shows that “YUKAKU” was strongly influenced by the Showa Depression. This coincides with the time when the plan, was introduced. It can be inferred from this that this case was intended to reform management by breaking away from the licensed prostitution. From this point of view, we can see the positive attitude of “YUKAKU” association.